

不審者対応マニュアル

平成19年11月

(令和3年11月改訂)

仙台市運営支援課

目 次

はじめに 1
------	---------

不審者侵入を防ぐための日頃からの備え

1 子どもの安全を守るために	
2 施設・管理体制	
3 組織・連絡体制の確認 2
4 保護者との連携	
5 関係機関との連携	
6 子どもに対する指導 3
7 その他	

不審者が侵入した場合

 4
1 不審者かどうかを見極める	
2 退去を求める 5
3 危害を加える恐れはないか	
4 通報と周知 6
5 子どもの安全を守る 7
6 負傷者がいるかどうか把握し応急手当などをする 8
7 事後の対応	

【例文は別紙参照】

- ・まず説得
- ・通報はどうやってするのか？

はじめに

保育所においては、所内への不審者による侵入、不測の状況などに対処し、子どもや職員の生命を守る安全対策について整備しておくことが大切です。

そのためには、日頃から危機管理意識を持ち、子どもの安全を確保することを第一として、万が一に備えての対応を職員一人一人が熟知しておくことが大切です。それぞれの保育所で施設設備の状況に合わせてながら、このマニュアルを活用してさらなる安全対策を講じるようお願いいたします。

不審者侵入を防ぐための日頃からの備え

1 子どもの安全を守るために

- ① 防犯マニュアルを作成し、保育所の安全管理体制を整備する。
- ② 定期的に不審者訓練を行い、職員の安全対応能力を向上させる。(年数回)
- ③ 子ども自身が犯罪や事故から身を守ることができるように安全教育を行う。
- ④ 常に施設設備の安全点検を実施する。
- ⑤ 家庭や地域の関係機関との連携を図る。

2 施設・管理体制の確認

- ① 施設の状態に応じて管理体制の整備を行う。(防犯カメラ・インターホン等)
- ② 時間を決めて、門や玄関を施錠する。
- ③ 来訪者には、インターホン等で確認し対応する。
- ④ 施設内外の死角を把握し、侵入しやすい場所など保育所周辺の危険箇所を確認しておく。

- ⑤ 施設を点検し、破損箇所などのないよう修繕する。
- ⑥ 防犯機器（不審者用ベル）の場所の確認と取り扱いを習熟する。
- ⑦ 警備会社と連携し非常時の緊急対応に備える。

<延長保育・土曜保育など職員の少ない時>

- ・ 延長保育・土曜保育の午後は所定の保育室で保育を行い、保護者の出入り口を決めておく。

3 組織・連絡体制の確認

- ① 避難訓練と同様に、対応の仕方や役割など、安全確保のための職員の動きを職員会議などで全職員で確認し、周知しておく。
- ② 保護者への緊急連絡体制・連絡方法を職員間で周知しておく。
- ③ 警察・緊急病院・関係機関への連絡体制を明確にしておく。
- ④ 情報の伝達方法を周知する。

4 保護者との連携

- ① 事前連絡なしに、通常の送迎者でない人が迎えに来た場合、必ず保護者に連絡を取り確認する。少しでも不審な点があったときは応じない。
- ② 不審者注意依頼文書の掲示等、情報の伝達をこまめに行うことで、保護者と共に子どもを見守る体制を作っておく。
- ③ 送迎時に不審者、危険物など発見した場合は、速やかに保育所に通報するように協力を要請する。

5 関係機関との連携

- ① 地域の学校や町内会、警察などの関係機関と連絡を図り、不審者に係る地域情報を共有し、危険予知ができるようにする。
- ② 警察と連携し、パトロールを定期的に行ってもらおう。

6 子どもに対する指導

- ① 危険な場所（死角）を知らせたり、安全な生活・遊び方について指導する。
- ② 保育所内で発生した場合の避難の方法を知らせ、身につけさせる。
- ③ 園外保育の際の対応について知らせ、身につけさせる。
- ④ 登所・降所の際の対応について知らせ、身につけさせる。

7 その他

- ① 地域活動支援事業では来訪者の出入りの際の確認を行い、保育所における危機管理の対応や施錠などについて説明し、理解を得て協力してもらう。
また、保護者には、子どもから目を離さないように注意を喚起する。
（保育所の園庭開放等に消極的にならないようにする）
- ② 訓練日に来所した時は、一緒に訓練に参加してもらう。

不審者が侵入した場合

1 不審者かどうかを見極める

保育所には、多くの人々が、様々な用事でやってきます。しかし、中には、正当な理由がなく、保育所に立ち入ろうとする者がいます。こういう人を不審者といいます。

保育所では、子どもを犯罪被害から守るため施設設備の状況を踏まえ、必要な体制を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。

① 不審者かどうか見分けるポイント

ア 声を掛けて用件を尋ねる。

- ・用件が答えられるか。また、正当なものか。
- ・保護者なら、子どもの氏名が答えられるか。
- ・職員に用事があるか。

イ 順路を外れていたたり、不自然な場所に立ち入っていないか。

ウ 凶器や不審な物を持っていないか。

エ 不自然な行動や暴力的な態度は見られないか。

② 用件が明らかで正当な場合は、用件のある場所に案内する。

～日頃から不審者の侵入防止のために備えておきましょう～

- 出入口は限定し、送迎時以外は施錠するなど適切に管理する。
- 事務室から訪問者をチェックする。
- 保育所内の巡視をする。
- 防犯のための設備を整備する。(テレビインターフォン、非常押しボタン、防犯カメラ)
- 保護者や地域の関係機関等から不審者の情報が得られるようにしておく。

2 退去を求める

不審者かどうかのチェックをし、正当な理由のない者には、丁寧に保育所からの退去を求めます。素直に応じた場合でも、再び侵入する恐れがないかを見届ける必要があります。また、退去しない場合、再び侵入しそうになった場合には、速やかに持ち物や暴力的な言動の有無を確かめるなど次のチェックに移ります。

- ① 不審者侵入時の職員の役割分担に従い、他の職員に連絡し、協力を求める。その際、不審者に知られないようなサインや暗号などを決めておく。
- ② 言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。相手に対応する時は、身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。
- ③ 次のような場合は、不審者として迅速に「110番」通報する。
 - ア 無理に立ち入ろうとする。
 - イ 退去の説得に応じようとしない。
 - ウ 暴力的な言動をする。
 - エ 凶器をもっている。
- ④ 一旦退去しても、再度侵入したり、保育所周辺に居つづける可能性があるのではばらくの間、職員はその場に残って様子を見る。
- ⑤ 警察に報告し、周辺のパトロールの強化や近隣の保育所等への情報提供をする。

3 危害を加える恐れはないか

退去を求めても応じない場合は、子どもに危害を加える恐れがないかどうか速やかに判断する必要があります。

凶器や不自然な持ち物を持っているか、また、その恐れがあるか、暴力的な言動があるかどうかなどから、危害を加える恐れがあると判断した場合には、速やかに警察「110番」に通報するなどの対応を迅速に行います。

- ① 所持品に注意する。
刃物、銃、棒、大きな荷物（異常なふくらみ）、灯油やガソリンのような液体等に注意する。
ア 凶器を所持していたら、ただちに **110 番**に通報する。
イ 不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
- ② 言動に注意する。
ア 暴力を行使しようとする。
イ 制止を聞かず、興奮状態である。
ウ 言動が不自然であったり、要領を得ないことを言っている。

※ このような場合の役割分担や協力の仕方について、あらかじめ相談し、訓練しておく。

4 通報と周知

子どもに危害が及ぶ恐れがあるという事態では、大切な子どもの生命や安全を守るために、極めて迅速な対応が必要です。まず、丁寧かつ冷静に対応し、相手の心を落ち着けるよう努力し、同時に「110 番」への通報や職員への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。特に暴力的な言動がある場合は、職員自身の安全のため適当な距離をとるなどに留意しながら、暴力の抑制に努めることが必要です。暴力の抑止が困難である場合には、直ちに組織的かつ迅速に子どもの安全を守るための具体的な対応に移り、また、必要に応じて、地域や保護者等の協力を得ます。

- ① **警察「110 番」に通報するとともに、全職員に周知する。**
放送等で、決めておいた文例を用いて知らせる。

- ・ 周知の仕方は、各保育所で統一して、確認をしておく。

<待機と支援要請の一例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員、保育室で待機してください。〇〇系の先生は、〇〇へ集まってください」

<避難指示の一例>

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇組は〇〇室前の廊下でなく、〇〇室前の階段を使用してください。」
緊急通話システムがあれば、活用する。

② 子どもの安全確保後、運営支援課に連絡する。

5 子どもの安全を守る

保育所の中で暴力行為を働き、抑止できない場合は、子どもに被害が発生したり、被害が拡大しないようにする必要があります。また、避難が必要な場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど警察、警備会社の保護・逮捕までの間、子どもの安全を守ります。なお、送り迎えや地域における場合などは、保護者や地域に協力を要請します。突然、不審者が侵入してきた場合などは、この対応③から始めます。

① 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

子どもから注意をそらさせ、不審者を子どもに近づけないようにすることで、被害の拡大を防止しながら、警察の到着を待つ。

ア 応援を求める。

イ 身近な物や手段で不審者との距離をとり、移動を阻止する。

② 子どもの動きを把握し、安全を守る。

ア 合同保育の場合は、あらかじめ分担した担当場所等で把握し、安全を守る。

イ 職員全員に緊急連絡をする。

③ 避難の誘導をする。

ア 保育室への侵入の恐れがない場合でも、すぐに避難できるように、子どもを保育室で待機させる。

イ 保育室への侵入の恐れがある場合には、子どもと不審者の間に保育士が入り、両者を引き離し子どもを安全な場所に避難させる。

ウ 避難の指示がある場合はそれに従う。保育室に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも、子どもを避難させる。

6 負傷者がいるかどうか把握し応急手当などをする

子どもや職員に負傷者が出た場合には、迅速に「119番」に通報し、救急車を要請する必要があります。それと同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行います。

① 負傷者がいるかどうか把握する。

② 情報を集約する。

7 事後の対応

① 心のケアに着手する。

事件事故の直後から障害を負ったり強い恐怖や悲しみに出会うと、精神的にも肉体的にも変調をきたす。事件・事故の直後から、全体の子どもの心を落ち着かせ、安心させるとともに、必要な子どもについては、専門家の対応を依頼するなど心のケアに着手する。

② 保護者への対応をする。(保護者へ状況説明をする)

③ 経過や対応についての記録をおこない再発防止に努める。